

使用期間を超えて駐車している自転車等の保管について

伊丹市自転車駐車場条例（昭和58年伊丹市条例第4号）第18条第1項の規定に基づき、伊丹市自転車駐車場内に使用期間を超えて駐車している自転車等を移動し、保管したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

伊丹市長 中田 慎也

記

1 移動した理由

使用期間を超えて駐車されていたため。

2 移動した日、場所及び台数並びに自転車等の種類

別紙のとおり

3 保管場所

伊丹市藤ノ木自転車保管返還所

4 返還時間

午前10時から午後6時30分まで

（ただし、水曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日は返還できません。）

5 返還を受けるための必要事項

(1) 持参するもの

自転車等の鍵、住所氏名を確認できるもの（身分証明書、学生証、運転免許証、保険証等）、警察署が発行する受理票（警察署に盗難による届出をしている場合）

(2) 使用期間中の駐車料（伊丹市昆陽里自転車駐車場の使用者を除く。）

自転車 700円又は800円

原動機付自転車 1,400円又は1,600円

(3) 移動費・保管費用

自転車 3,500円

原動機付自転車 7,000円

※ ただし、移動された日より前に警察署に盗難の届出をしている者は免除される場合があります。

6 連絡先

伊丹市市民自治部環境クリーンセンター

電話

072-782-0968

以上

